

「市内宿泊者限定!レンタカー割引キャンペーン」参加施設等募集要項**1 目的**

市内宿泊者向けにレンタカー料金を助成し、市内周遊を促進することで、観光需要を喚起し、新型コロナウイルス感染症による観光の落ち込みからの反転攻勢を図るもの。

2 レンタカー助成について**(1) 概要**

佐世保市内の宿泊施設に宿泊される方が、レンタカーを利用される場合にレンタカー費用の助成（4,000円）を行います（クーポン発行）。

国の「GoTo トラベル事業」との併用は不可。

(2) クーポン発行方法

レンタカー希望者は、「思い立ったら佐世保に泊まって遊ぼうキャンペーン」でクーポンを購入する際に、レンタカークーポンを選択します（無料）。

① コンビニクーポン

楽天予約サイトにてクーポン購入。コンビニ（セブンイレブン、ファミリーマート）で受取り。

② 電子クーポン

専用予約サイトにて購入。スマートフォン等で受取り。

専用予約サイトは9月末開設予定。

※1人1泊1セット（最大5セットまで購入可）

(3) 販売時期（使用期間）

令和2年10月1日（木）令和3年1月31日（日）

※令和3年1月31日宿泊者は、2月1日（月）まで利用可

(4) 利用要件

- レンタカークーポンは1泊1台につき1枚利用とし、現地精算のみ利用可とする。
- クーポンの換金、転売は不可。
- 参加店舗は、利用者からレンタカー返却時（宿泊後に借りる場合は、貸出時）に佐世保市内の宿泊施設に宿泊したことを確認できるもの（領収書、宿泊証明等）の提示を受け、佐世保市内に宿泊したことを必ず確認すること。確認ができない場合、クーポンの利用はできないものとする。
- **GoTo トラベルとの併用は不可。**

3 参加店舗等の登録条件

以下の全ての条件を満たすこと

- (1) 営業を行うにあたり必要な営業許可、登録等を受けていること。
- (2) 「新しい生活様式」の実践や業種別に定められている新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく対応策の実施により、感染拡大防止の徹底を図ること。
- (3) 佐世保市暴力団排除条例を遵守していること。

4 参加登録方法

以下の書類を提出すること

- (1) 【市内宿泊者限定！レンタカー割引キャンペーン】加盟店参加申請書
- (2) 振込口座の通帳写し（表紙裏面の見開き）

- 提出方法 郵送
- 提出先 〒850-0035
長崎市元船町 14-10 橋本商会ビル別館 6 階
佐世保市キャンペーン事務局
(株式会社 J T B 長崎支店)
※株式会社 JTB 長崎支店は本キャンペーンの佐世保市委託業者
- 提出期限 令和 2 年 9 月 2 3 日 (水)
※郵送料は各施設・店舗でご負担ください。

※9/23 までに提出分は、10 月のキャンペーン開始までに登録完了可

※9/23 以降も随時受け付けるが、キャンペーン開始までに間に合わない可能性有

5 登録完了通知

登録が完了したら事務局より以下の 3 点を送付予定。

- 取扱店ステッカー・ちらし
- キャンペーンマニュアル（事務局作成）
- QR コード読取盤（スマートプレート）【縦：85mm、横 55mm、厚み 1mm】

※スマートプレートの発送は、10 月下旬を予定しています。

6 実績報告・精算

コンビニクーポンの場合

- ① 各施設・店舗にて、毎月 1 5 日までに実績報告書兼請求書を事務局に提出。
- ② 事務局にて内容を確認し、不備がなければ月末に指定口座に振込（振込日が金融機関休業日の場合は翌営業日）
- ③ 回収したクーポンの半券は当面の間保管すること。紛失の場合は精算できない場合があるので注意すること。

- 提出方法 郵送
- 提出先 事務より別途ご案内します。
※郵送料は、事務局にて負担予定（料金後納郵便を予定）

電子クーポンの場合

- ① 利用実績が自動的に事務局へ報告される（毎月15日締め）。
- ② 事務局で内容を確認し、月末に振込み
→施設・店舗側からの実績報告不要。

7 その他

- クーポン取扱店舗については、特設サイトにて掲載予定。
- クーポンの利用実績等は事務局特設サイトにて確認可。
- クーポンはコンビニクーポンを先行販売し、電子クーポンは10月末頃からの販売予定。
- クーポン利用の流れは別紙参照。
- 登録店舗向けマニュアルは別途作成予定（事務局）
- クーポンの取扱いや利用者とのトラブル等については、各施設・店舗の責任において解決すること。

8 キャンペーンについての問合せ先

思い立ったら佐世保に泊まって遊ぼうキャンペーン・市内宿泊者限定！レンタカー割引キャンペーン事務局（佐世保市キャンペーン事務局）

※株式会社JTB長崎支店内（担当：谷脇、安野）

電話：9月29日(火)開始 0570-035031（平日 9:30～17:00、土日祝日休み）

【本案内についてのお問合せ】

佐世保市役所観光商工部観光課（担当：濱崎、山口、加藤）

電話：0956-25-9639（直通） F A X：0956-25-9680

E-mail：kankou@city.sasebo.lg.jp